

お 知 ら せ

2019年2月14日
宇部市上下水道局 財務課 管財係

配水管布設工事入札参加資格審査の申請（2019・2020年度）について

上下水道局が発注する配水管布設工事の入札に参加しようとする者は、配水管布設工事入札参加資格審査申請を行う必要があります。2019・2020年度の申請受付を下記のとおり実施します。

記

1. 申請書の提出期間

- 定期分 2019年2月15日から同年3月15日
- 追加分 随時

2. 平成29・30年度との変更点

- 発注者点数項目の追加

公益財団法人給水工事技術振興財団の給水装置工事配管技能検定合格者又は旧宇部市水道局技能工の技術者数を発注者点数の項目に追加しました。

なお、格付方法の詳細につきましては、別紙「配水管布設工事における等級格付方法について」を参照してください。また、改正要領につきましては、後日お知らせします。

3. 申請書の提出先

宇部市上下水道局 財務課 管財係（持参に限る。）

4. 申請要領・申請書類のダウンロード

- [申請要領（PDF：266KB）](#)
- [様式（Excel：53KB／PDF：225KB）](#)

本件に関するお問い合わせ 財務課 管財係 黒田・根本 TEL 0836-21-2294 FAX 0836-21-2172 Mail zaimu@ubesuido.jp

配水管布設工事における等級格付方法について

1 等級区分等について

総合点数に対応する等級区分等は、下表のとおりです。

総合点数	等級	請負設計金額
900点以上	A	3,000万円以上
800点以上900点未満	B	2,000万円以上4,000万円未満
700点以上800点未満	C	1,000万円以上2,500万円未満
600点以上700点未満	D	2,000万円未満
600点未満及び新規認定業者	E	1,000万円未満

※昇級及び降級は、1等級を限度とする。

※新規認定後、継続して更新認定された期間による昇級制限は以下のとおりです。

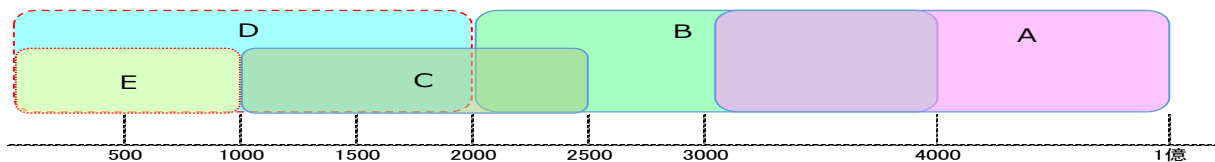
①認定通算期間が4カ年度に満たない場合の格付はC等級を限度とする。

②認定通算期間が2カ年度に満たない場合の格付はD等級を限度とする。

なお、新規認定した日の属する年度は1カ年度とする。

※新規認定後、当該等級において配水管布設工事に係る完成検査の完了のない場合の格付はE等級とする。

<配水管布設工事等級格付と請負設計金額の関係のイメージ>



2 等級格付の方法について

等級は次の算式により算出した総合点数を基に確定します。

$$\text{総合点数} = \text{客観点数}(A) + \text{発注者点数}(B)$$

$$\text{発注者点数}(B) = \text{客観点数}(A) \times \left(\frac{\text{工事成績評点}(C)}{200} + \frac{\text{指名停止状況評点}(D)}{50} \right) + \text{その他の項目に係る評点の合計}(E)$$

(注) 発注者点数は、小数点以下第1位を四捨五入する。

(1) 客観点数(A)

建設法第27条の23の規定、「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査項目及び基準を定める件(平成20年国土交通省告示第85号)」及び「経営事項審査の事務取扱いについて(平成20年1月31日国総建第269号)」により算定された申請時直近の客観点数とする。

(2) 工事成績評点(C)

平成29・30年度に竣工した工事で、宇部市工事検査室が実施した完成検査の工事成績評定点から平均成績評定点(小数点以下第1位を四捨五入したもの)を

算出します。

この平均成績評定点を55点から80点（54点以下は55点、81点以上は80点とする。）までに区分し、それぞれの平均成績評定点に対応する工事成績評点を付与する。ただし、平成29・30年度において、配水管布設工事の工事成績評定点がない事業者については、平均成績評定点を55点とする。

平均成績評定点	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67
工事成績評点	0	2	4	6	8	10	11	12	13	14	15	16	17
平均成績評定点	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80
工事成績評点	18	19	21	23	25	27	29	32	35	38	41	44	50

(3) 指名停止状況評点(D)

平成29・30年度において、宇部市上下水道局建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領又は宇部市建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領により指名停止を受けた事業者については、1件につき次の表に示す指名停止期間に対応する指名停止状況評点を付与する。

指名停止期間	2月未満	2月以上 4月未満	4月以上 6月未満	6月以上
指名停止状況評点	-2	-3	-4	-5

(4) その他の項目に係る評点の合計(E)

次に掲げる事項に該当のある場合、発注者点数(B)の算出に際して加・減点を付与する。

ア 建設業従事職員数

申請日における建設業従事職員数に対し、次の表に示す評点を付与する。

人数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
評点	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	12	14	16	18	20
人数	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26~30	31~			
評点	22	24	26	28	30	32	34	36	38	40	45	50			

イ 技術職員数

申請日の直近の経営事項審査の審査基準日における「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」中の第一の三の1の(1)及び(2)に規定する技術職員（同法第15条第2号イに該当する者）の人数に対し、1人当たり2点を付与する。ただし、90点を上限とする。

ウ ポリエチレン管施工技術者数

配水管布設工事従事者名簿（様式第2号）に記載のある当該技術者の人数に対し、1人当たり5点を付与する。ただし、50点を上限とする。

エ 配水管工技能講習I登録技術者数

配水管布設工事従事者名簿（様式第2号）に記載のある当該技術者の人数に対し、1人当たり5点を付与する。ただし、50点を上限とする。

オ 配水管工技能講習大口径管登録技術者数

配水管布設工事従事者名簿（様式第2号）に記載のある当該技術者の人数1人当たり5点を付与する。ただし、50点を上限とする。

カ 給水装置工事配管技能検定合格者又は旧宇部市水道局技能工の技術者数

配水管布設工事従事者名簿（様式第2号）に記載のある当該技術者の人数1人

当たり3点を付与する。ただし、両方の資格を有する技術者に付与する点は3点とし、30点を上限とする。

キ 完成工事件数

平成29・30年度において宇部市上下水道局と請負契約（随意契約を除く。）を締結した工事（配水管布設工事に限る。）で完成検査を完了した工事1件につき3点を付与する。

ク 未納上下水道料金に対する減点

平成29年4月から平成31年3月までの間で、水道料金の未納（給水停止）となったことがあった場合、1回の停水に対し10点を減点する。

ケ 応援復旧支援協定締結者

「災害時水道施設応急復旧支援申出書」の提出のあった事業者に、10点を加点する。

〔災害時における水道施設の応急復旧支援に関する協定〕

災害対策基本法第2条第1号に定める災害により、宇部市の水道施設が被災した場合に、円滑かつ迅速な水道施設の復旧を図ることを目的に、上下水道局と応急復旧支援に関する協定を締結するものです。

協定の主な内容としては、上下水道局からの要請により、①応急復旧工事②応急給水③応急復旧用資機材の提供④共同訓練の実施等に協力していただくもので、有効期間は配水管布設工事入札参加資格有効期限までと考えています。

また、要請時に正当な理由がなく協定内容を履行しない場合は、次回の入札参加資格更新時に格付を1等級下げることと考えています。

3 等級格付結果について

2019・2020年度の配水管布設工事入札参加資格を認定された事業者の方には、等級格付終了後、格付結果を記した通知書を送付します。（2019年5月送付予定）

本件に関するお問い合わせ
財務課 管財係
黒田・根本
TEL 0836-21-2294
FAX 0836-21-2172
Mail zaimu@ubesuido.jp